

日本税関労働組合 旅費規則

（根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合同規約第42条に基づき定める。

（目的）

第2条 この規則は、この組合の業務のために旅行する場合の旅費の支給について、適正な支出を図ることを目的とする。

（旅費）

第3条 旅費は、国家公務員の旅費に関する法律を準用して支給する。ただし、法律に基づく支給額が実費を下回る場合には、旅行の目的等を考慮し、中央執行委員長が必要と認める範囲内でその差額を補償する。

（日当、宿泊料）

第4条 日当、宿泊料は、前条の規定に準じて支給する。ただし、国内旅行の額は、同法別表第1-1のうち、6級以下3級以上の職務にある者の甲地方の額とする。また、国外旅行の額は、同法別表第2-1のうち、6級以下3級以上の職務にある者の甲地方の額とする。

（赴任旅費）

第5条 組合専従のため赴任した場合は、第3条の規則を準じた方法により計算した旅費を支給する。

（移転料）

第6条 組合専従のために住居の移転を伴う場合の移転料は、実費を原則として中央執行委員会の審議を経て支給する。

（着後手当）

第7条 組合専従のため専従者及びその扶養家族が移転した場合には、着後手当を支給する。
2 着後手当の額は、第4条の規定を準用し、日当5日分、宿泊料5夜分とする。

（改廃）

第8条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成17年10月12日 第46回大会）

1 この規則は、平成17年10月14日から施行する。

附 則（平成18年9月29日 第47回定期）

1 この規則は、平成18年9月30日から施行する。

附則（平成20年9月25日 第49回大会）

1 この規則は、平成20年9月27日から施行する。